

第10期大学院部会で議論いただく事項の例

第9期大学院部会においては、Society5.0の実現、人生100年時代などの到来を見据え、特に重点的に対応することが必要な事項を中心に審議を重ね、2019年1月に「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（以下「2019年審議まとめ」という。）を取りまとめた。

2019年審議まとめにおいて今後検討することが必要とされている事項等を踏まえ、第10期大学院部会で議論いただく事項例は以下のとおり。

【省令改正事項】

(学校教育法施行規則の一部改正)

- 「三つの方針」の策定・公表の義務化
- 学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

(大学院設置基準の一部改正)

- 博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化
- 経済的支援や学費等に対する見通しを示すことの努力義務化

【審議まとめに関する事項】

2019年審議まとめにおける今後の主な検討事項は以下のとおり。

○大学院における各課程で共通に育成すべき能力の明確化

○全国の大学院が有する人材、知、高度な情報インフラ等や、大学院改革に係るこれまでの施策の成果等を有効活用するための方策について

※国において以下の調査を実施

- ・博士課程教育リーディングプログラムの具体的な成果や課題、他の大学院においても優れた取組を実践するために必要なプロセス等を整理するための調査

○専門職大学院の認証評価における、国際的な評価機関の指定の方法、教育上適正な教員組織の確認の方法等

-----<2019年審議まとめ抜粋>-----

国際的な評価機関として、例えば、ビジネスの分野では、50前後の国・地域の大学等を100校以上認証している評価団体が存在する。当該団体と連携する大学や企業等とのネットワークに参加できることや同基準で認証されている大学間での実質的な国際連携が進むことを期待し、そのような団体からの認証をもって国内の評価機関の認証に替えることを希望する大学が、こうした海外の評価団体の評価実績や認証による効果等について、十分な説明ができる場合には、「適正な評価を行うと国際的に認められた」団体として指定できるよう、早急に要件の整備を進めることが必要である。なお、指定をする際の判断基準としては、例えば、認証した大

学について一定数以上の実績があることや、その認証した大学の所在する国・地域が特定の地域に偏っていないことなどが考えられる。

さらに、専門職大学院の理念である「理論と実務の架橋」に基づいた教育を実施する観点から、研究者教員、実務家教員、みなし専任教員のバランスについて、設置基準で示す最低基準にとらわれず、各分野において、教育上適正な教員組織を構築すべきであることから、この点についても認証評価において確認することを検討するべきである。

○学位授与の在り方について

※国において以下の調査を順次実施

- ・博士論文基礎力審査（QE）による修士学位の授与状況及び該当者の博士学位取得状況の調査
- ・論文博士の授与以前の単位修得や研究指導の状況、学位授与までの期間等の把握
- ・博士学位の取消が行われた際の公表状況の調査

○経済的支援の在り方について（経済的支援に係る国の施策の早期化を含む）

※国において以下の調査を順次実施

- ・優秀な学生への経済的支援の実施状況の調査
- ・多様な財源による経済的支援の事例収集

○博士課程修了者の処遇の改善について

※国において以下の調査を順次実施

- ・諸外国の博士人材の活用状況や能力に見合った処遇についての情報収集
- ・大学院生の採用や処遇について優れた取組を行っている企業等の取組の発掘
- ・研究者以外での博士課程修了者の専門性の活用や処遇についての事例把握

○リカレント教育の充実方策について

○人文・社会科学系大学院の在り方について

○大学院全体の課程の在り方について

- ・博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方
- ・課程の目的、学位の在り方、修了までに必要な単位数
- ・実務家教員を含む教員組織の在り方、大学院で教育に携わる教員の資質の確保
- ・留学生の受入れの在り方

-----<2019年審議まとめ抜粋>-----

博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方も含め、大学院全体の課程の在り方（課程の目的、学位の在り方、修了までに必要な単位数、実務家教員を含む教員組織の在り方、大学院で教育に携わる教員の資質の確保、留学生の受入れの在り方等）について、引き続き検討を続けていく必要がある。

【第4次大学院教育振興施策要綱の策定について】

文部科学省は、これまで、大学院に係る累次の答申等を策定後、各大学が当該答申等を踏まえ大学院教育の充実・強化を図ることを促進する観点から、今後の大学院教育の改革の方向性及び早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図ることを目的として「大学院教育振興施策要綱」を策定している。

本施策要綱は科学技術基本計画において、国としての大学院教育改革の方向性等を明示した計画として位置付けられてきた。

今般、2019年審議まとめが取りまとめられたことを受け、今後各大学での大学院教育の充実・強化を促していく観点から、今後策定が予定されている第6期科学技術基本計画も見据えつつ、第4次大学院教育振興施策要綱を策定することが必要。

本施策要綱には、2019年審議まとめの内容に加えて、今後10期大学院部会で議論された内容等も盛り込むことを想定。

※第4次大学院教育振興施策要綱の策定等に係る今後のスケジュール(案)は別添参照。

＜参考1＞これまでの大学院に係る答申等、大学院教育振興施策要綱、科学技術基本計画の対応表

大学院に係る答申等 (中央教育審議会決定)	大学院教育振興施策要綱※ (文部科学大臣決定)	科学技術基本計画※ (閣議決定)
新時代の大学院教育(答申) (2005年9月)	大学院教育振興施策要綱 (2006～2010年度)	第3期科学技術基本計画 (2006～2010年度)
グローバル化社会の大学院 教育(答申)(2011年1月)	第2次大学院教育振興施策 要綱(2011～2015年度)	第4期科学技術基本計画 (2011～2015年度)
未来を牽引する大学院教育 改革(審議まとめ)(2015年 9月)	第3次大学院教育振興施策 要綱(2016～2020年度)	第5期科学技術基本計画 (2016～2020年度)
2040年を見据えた大学院 教育のあるべき姿(審議ま とめ)(2019年1月)	第4次大学院教育振興施策 要綱(2021～2025年度)	第6期科学技術基本計画 (2021～2025年度)

※表中の括弧書きは対象期間。網掛け部分は今後策定予定。

<参考2>第5期科学技術基本計画（抄）（2016年1月閣議決定）

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

iii) 大学院教育改革の推進

（前略）第5期基本計画期間中における大学院教育改革の方向性と体系的・集中的な取組を明示した計画を策定し推進する。

大学院部会の今後のスケジュール（案）

省令改正や第4次大学院教育振興施策要綱（以下「第4次施策要綱」という。）の策定等に係る今後のスケジュール（案）は以下のとおり。

※四角囲み部分は省令改正に係るスケジュール

2019年

4月23日 · 大学院部会の今後の方向性、省令改正の概要について審議^{*1}

※1 大学分科会においても同内容を審議。

6月 5日 · 第3次大学院教育振興施策要綱の進捗状況の評価等について
審議

大学分科会後 · 省令改正に係るパブリックコメントを実施

パブリックコメント終了後 · パブリックコメントの結果報告、改正条文の審議^{*2}、第4次
施策要綱の方向性について審議

※2 同内容を大学分科会でも審議し、諮詢・答申を実施。

夏頃 · 改正省令の公布、一部施行（博士後期課程のプレFD実施又
は情報提供の努力義務化、経済的支援や学費等に対する見通
しを示すことの努力義務化）

夏以降 · 隨時大学院部会を開催し、第4次施策要綱の方向性を提示す
るとともに、第10期で議論すべき事項について審議

2020年

4月頃 · 改正省令の施行（「三つの方針」の策定・公表の義務化、學
位論文に係る評価の基準の公表の義務化）

年央 · 大学院部会（第4次施策要綱中間まとめの提示）

2021年

2月 · 第10期大学院部会の議論終了（任期は2月14日まで）

3月頃まで · 第4次施策要綱決定、第6期科学技術基本計画閣議決定